安全市街地整備道路事業費補助		
交通連携道路事業費補助		
道路交通円滑化事業費補助		
災害対策等緊急事業推進費		
北海道特定特別総合開発事業推進費	道路交通安全施設等整備事業費補助	
	道路更新防災等対策事業費補助	
北海道特定特別総合開発事業推進費		
沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	地域連携道路事業費補助	
港湾事業費	港湾改修費補助	1の表に掲げるものを除く。
離島振興事業費		
北海道開発事業費		
沖縄開発事業費		
北海道特定特別総合開発事業推進費		
港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業費補助	
北海道開発事業費	港湾改修費補助	
沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費		
港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業費補助	1の表に掲げるものを除く。
北海道開発事業費		
北海道特定特別総合開発事業推進費		
港湾環境整備事業費	港湾廃棄物処理施設整備事業費補助	
港湾事業費	後進地域特例法適用団体補助率差額	
港湾環境整備事業費		
社会資本総合整備事業費	社会資本整備総合交付金	
離島振興事業費		
北海道開発事業費		
沖縄開発事業費		
東日本大震災復興事業費		
東日本大震災復興推進費	東日本大震災復興交付金	北海道開発局長、東北地方整備局長、関東地方整備局長及び北陸地方整備局長に限る。
東日本大震災災害復旧等事業費	住宅施設災害復旧事業費補助	東北地方整備局長に限る。

東日本大震災復興特別会計

社会資本総合整備事業費	防災対策推進社会資本整備総合交付金	
北海道開発事業費		
原子力災害復興・再生支援事業費	福島定住等緊急支援交付金	東北地方整備局長に限る。
	長期避難者生活拠点形成交付金	
	福島再生加速化交付金	
東日本大震災復興事業費	地域連携道路事業費補助	
	道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額	
	港湾改修費補助	1の表に掲げるものを除く。
	港湾廃棄物処理施設整備事業費補助	
	港湾整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額	
港湾事業費	防災対策推進港湾改修費補助	
	防災対策推進後進地域特例法適用団体補助率差額	

2の第二号を「法第六条第一項の規定に基づく補助金等の交付に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等（目：国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金を除く。）」に改める。

2の第三号を「法第七条第一項の規定に基づく補助事業等に要する経費の配分の変更の承認、補助事業等の内容の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認並びに補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理、審査及び必要に応じて行う現地調査等（目：国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金については、審査及び必要に応じて行う現地調査等の事務を除く。）」に改める。

2の第八号を「法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行の命令（目：国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金を除く。）」に改める。

2の第九号を「法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令（目：国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金を除く。）」に改める。

2の第十一号を「法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知（目：国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金を除く。）」に改める。

2の第十二号を「法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令（目：国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金を除く。）」に改める。

2の第十八号を「法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴収又は立入検査若しくは関係者に対する質問（目：国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金を除く。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十六年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十五年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。